

平成 28 年 11 月 12 日

県ミニ連登録チーム指導者各位

県ミニ連事務局長

外尾 直己

トーナメント大会へ参加するプレイヤーの登録期限について(依頼)

標題の件につきまして、下記の通りご協力をお願いします。

記

(1)トーナメント大会に参加するプレイヤーの参加資格について

- ・評議員会資料に記載の通り、「平成 28 年 12 月 31 日(土)までに、埼玉県ミニバスケットボール連盟と日本バスケットボール協会(JBA)にプレイヤー登録済みであること」となっております。

※登録済み…日本バスケットボール協会(JBA)に納付完了していること。

(2)上記(1)について、以下の通り今後の登録手順についてご協力をお願いします。

- ・県ミニ連へのプレイヤー追加登録申請

各地区により定められた登録申請期限までに行ってください。

- ・日本バスケットボール協会(JBA)への選手追加登録申請

平成 28 年 12 月 25 日(日)までに申請手続きを行ってください。

各チームから申請を受けて JBA が承認をするまでに概ね 1 週間程度の期間を要します。この間に県ミニ連への追加登録申請が承認されているかの照合と漢字氏名などの登録ミスについて確認を行います。県の追加登録承認が確認できない場合や、登録ミスが発見された場合は「却下」となり、12 月 31 日までの登録料納付が間に合わなくなります。

- ・尚、JBA 登録申請ができる選手は、予め県ミニ連の追加登録が済んでいる選手のみですので改めてご確認ください。

(各地区に県の追加登録用紙で「申請」した時点では JBA の申請手続きは不可。各地区より選手追加登録について「承認」の通知等を受領したあとに JBA 申請ができる)

以上